

議案第82号

養父市基金条例の一部を改正する条例の制定について

養父市基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市基金条例の一部を改正する条例

養父市基金条例（平成16年養父市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条、第6条関係）に次のように加える。

養父市森林経営管理基金	市内森林の整備及びその促進に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
-------------	----------------------	-------------------------

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第82号 養父市基金条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
名称	目的	処分	名称	目的	処分
養父市財政調整基金	年度間の財政の調整を行い、将来にわたる市財政の健全な運営に資すること。	1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足の財源に充てるとき。 2～5 (略)	養父市財政調整基金	年度間の財政の調整を行い、将来にわたる市財政の健全な運営に資すること。	1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足の財源に充てるとき。 2～5 (略)
(略)			(略)		
養父市立全天候運動場管理運営基金	養父市立全天候運動場の管理及び運営に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市立全天候運動場管理運営基金	養父市立全天候運動場の管理及び運営に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
養父市創生基金	養父市創生総合戦略の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市創生基金	養父市創生総合戦略の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
			<u>養父市森林経営管理基金</u>	<u>市内森林の整備及びその促進に資すること。</u>	<u>目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。</u>